

## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー権等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

#### 特記事項

・住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。

##### 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県知事は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定され、所得額や社会保障給付情報などの税・社会保障・災害対策業務情報は保有しない。

##### 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県知事は、住基法に基づき市町村から住民の附票本人確認情報に関する通知を受け、附票都道府県サーバに都道府県知事保存附票本人確認情報として保有する。都道府県知事保存附票本人確認情報は、戸籍の附票に記載されている氏名、住所、出生の年月日、男女の別及び住民票コード並びにこれらの変更情報に限定され、個人番号は含まれない。

・内部による不正利用防止のため、操作者に住基法に基づく守秘義務を課し、操作者及びアクセス権限を限定し、生体認証による操作者認証、操作履歴の確認等の対策を講じている。

・外部との接続にあたっては、住基ネットは専用回線を使用し、指定情報処理機関(地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信プロトコル(SMTP、HTTP、FTP、Telnet等)は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。

・都道府県サーバは、全都道府県分を1か所(都道府県サーバ集約センター)に集約し、その運用・監視を機構に委託している。

### 評価実施機関名

和歌山県知事

### 公表日

令和7年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
②事務の概要	<p>住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 和歌山県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を市町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、その住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の合理化を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>和歌山県では、住基法の規定に基づき、特定個人情報（都道府県知事保存本人確認情報）を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③和歌山県知事から和歌山県の他の執行機関への本人確認情報の提供 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会</p> <p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 和歌山県は、市町村における市町村CS、和歌山県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報（以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。）には、個人番号は含まれない。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③和歌山県知事から和歌山県の他の執行機関への附票本人確認情報の提供 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会</p>
③システムの名称	<p>(1) 住民基本台帳ネットワークシステム (2) 附票連携システム ※「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住基ネット及び附票連携システムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住基ネットの内の都道府県サーバ及び附票連携システム内の附票都道府県サーバ部分について記載する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>(1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条（住民票の記載事項）</li> <li>・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報）</li> <li>・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）</li> <li>・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等）</li> <li>・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報）</li> <li>・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県サーバ及び機構への本人確認情報の提供）</li> <li>・第30条の15（本人確認情報の利用）</li> <li>・第30条の22（市町村間の連絡調整等）</li> <li>・第30条の32（自己の本人確認情報の開示）</li> <li>・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正）</li> <li>・第30条の44の6第3項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用）</li> <li>・第30条の15の2第2項・第3項（準法定事務処理者への本人確認情報の提供等）</li> <li>・第30条の44の7第2項・第3項（準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等）</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部総務管理局市町村課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県総務部総務管理局市町村課
8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	
連絡先	和歌山県総務部総務管理局市町村課
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]
いつ時点の計数か	令和7年1月1日時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
いつ時点の計数か	令和7年1月1日時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する個人情報保護評価書の種類	
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを選じた入手を除く。)	
目的の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]
3. 特定個人情報の使用	
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]
5. 特定個人情報の提供・移転	

不正な提供・移転が行われるリスクへ対策は十分か	[ 十分である ]
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b>	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[            ]
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[            ]
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]
<b>8. 人手を介在させる作業</b>	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]
判断の根拠	<p> <small>           操作者登録の際に、登録者に対して個人情報保護や関係規定遵守に向けた操作者研修を実施し、各所属を通じて目的外利用の禁止を含めた関係規定の遵守を操作者に対して求めているところであり、マイナンバー利用事務における留意事項についても周知している。            また、大量の特定個人情報の受け渡しを行う際は、共有フォルダを介して行い、人為的ミスによる漏えいのリスクを軽減している。         </small> </p>
<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ]自己点検      [ <input type="checkbox"/> ]内部監査      [    ]外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [O]全項目評価書又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	
当該対策は十分か【再掲】	
判断の根拠	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	公表日	平成31年3月25日		事後	公表日の変更に伴うもの
令和2年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	事後	・番号整備法(平成25年法律第28号)施行に伴う変更 ・システムの機能「本人確認情報整合」の根拠として、第30条の22を追加したことに伴うもの
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成26年12月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	時点修正によるもの
令和3年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和1年12月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	時点修正によるもの
令和4年3月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	時点修正によるもの
令和5年3月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	時点修正によるもの
令和5年11月28日	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 基礎項目評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	和歌山県は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー権等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	和歌山県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー権等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	表紙 特記事項	<p>・住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)において、都道府県知事は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定され、所得額や社会保障給付情報などの税・社会保障・災害対策業務情報は保有しない。</p> <p>・内部による不正利用防止のため、操作者に住基法に基づく守秘義務を課し、操作者及びアクセス権限を限定し、生体認証による操作者認証、操作履歴の確認等の対策を講じている。</p> <p>・外部との接続にあたっては、住基ネットは専用回線を使用し、指定情報処理機関(地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信プロトコル(SMTP、HTTP、FTP、Telnet等)は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。</p> <p>・都道府県サーバは、全都道府県分を1か所(都道府県サーバ集約センター)に集約し、その運用・監視を機構に委託している。</p>	<p>・住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)において、都道府県知事は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。 都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定され、所得額や社会保障給付情報などの税・社会保障・災害対策業務情報は保有しない。</p> <p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 住基ネットにおいて、都道府県知事は、住基法に基づき市町村から住民の附票本人確認情報に関する通知を受け、附票都道府県サーバに都道府県知事保存附票本人確認情報として保有する。 附票本人確認情報は、戸籍の附票に記載されている氏名、住所、出生の年月日、男女の別及び住民票コード並びにこれらの変更情報に限定され、都道府県知事保存附票本人確認情報には、個人番号は含まれない。</p> <p>・内部による不正利用防止のため、操作者に住基法に基づく守秘義務を課し、操作者及びアクセス権限を限定し、生体認証による操作者認証、操作履歴の確認等の対策を講じている。</p> <p>・外部との接続にあたっては、住基ネットは専用回線を使用し、指定情報処理機関(地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信プロトコル(SMTP、HTTP、FTP、Telnet等)は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。</p> <p>・都道府県サーバは、全都道府県分を1か所(都道府県サーバ集約センター)に集約し、その運用・監視を機構に委託している。</p>	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	I-1 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	I-1 ②事務の概要	<p>和歌山県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、その住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の合理化を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>和歌山県では、住基法の規定に基づき、特定個人情報(都道府県知事保存本人確認情報)を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③和歌山県知事から和歌山県の他の執行機関への本人確認情報の提供 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会</p>	<p>・住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県知事は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定され、所得額や社会保障給付情報などの税・社会保障・災害対策業務情報は保有しない。</p> <p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県知事は、住基法に基づき市町村から住民の附票本人確認情報に関する通知を受け、附票都道府県サーバに都道府県知事保存附票本人確認情報として保有する。都道府県知事保存附票本人確認情報は、戸籍の附票に記載されている氏名、住所、出生の年月日、男女の別及び住民票コード並びにこれらの変更情報に限定され、個人番号は含まれない。</p> <p>・内部による不正利用防止のため、操作者に住基法に基づく守秘義務を課し、操作者及びアクセス権限を限定し、生体認証による操作者認証、操作履歴の確認等の対策を講じている。</p> <p>・外部との接続にあたっては、住基ネットは専用回線を使用し、指定情報処理機関(地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信プロトコル(SMTP、HTTP、FTP、Telnet等)は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。</p> <p>・都道府県サーバは、全都道府県分を1か所(都道府県サーバ集約センター)に集約し、その運用・監視を機構に委託している。</p>	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	I-1 ③システムの名称	<p>住民基本台帳ネットワークシステム ※「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住基ネットの内の都道府県サーバ部分について記載する。</p>	<p>(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住基ネットの内の都道府県サーバ及び附票連携システム内の附票都道府県サーバ部分について記載する。</p>	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	I-2	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	<p>(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</p>	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	I-3 法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和6年5月27日	I-1 ③システムの名称	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住基ネットの内の都道府県サーバ及び附票連携システム内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住基ネット及び附票連携システムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住基ネットの内の都道府県サーバ及び附票連携システム内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和6年5月27日	I-3 法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用) ・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和6年5月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	時点修正によるもの
令和7年2月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	時点修正によるもの
令和7年2月27日	IV リスク対策 B. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(新設)	十分得ある	事後	特定個人情報保護評価指針の見直しに伴う基礎項目評価書の様式改正に対応するため

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	(新設)	<p>操作者登録の際に、登録者に対して個人情報保護や関係規定遵守に向けた操作者研修を実施し、各所属を通じて目的外利用の禁止を含めた関係規定の遵守を操作者に対して求めているところであり、マイナンバー利用事務における留意事項についても周知している。</p> <p>また、大量の特定個人情報の受け渡しを行う際は、共有フォルダを介して行い、人為的ミスによる漏えいのリスクを軽減している。</p>	事後	特定個人情報保護評価指針の見直しに伴う基礎項目評価書の様式改正に対応するため
令和7年2月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新設)	[○]全項目評価書又は重点項目評価を実施する	事後	特定個人情報保護評価指針の見直しに伴う基礎項目評価書の様式改正に対応するため